長生村　人・農地プランについて　　　　　　　　R２．２．２７現在

～「人・農地プラン」とは～

村の農業のマスタープランとして平成２６年３月に策定しました。

このプランは

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手農家）
2. 地域への担い手の確保状況
3. 将来の農地のあり方
4. 農地流動化のための農地中間管理機構の活動方針
5. 担い手へ農地等を提供する経営体（担い手への協力農家）
6. 今後の地域農業のあり方について　　　　　以上6つの項目から構成されています。

毎年新たに経営体の登録を行うなどプランの見直しを行います。

1. 人・農地プラン策定後の運用状況について

【登録経営体】

・地域の中心となる経営体　　　　　　　　　　　６４経営体（うち法人７）

・地域の中心となる経営体へ協力する経営体　　１４１経営体

【支援制度】（令和元年度見込）

・融資制度（スーパーＬ資金無利子化）を活用　１経営体

・国庫補助（担い手確保・経営強化支援事業）を活用　１経営体

【農地中間管理事業の活用】

　　・機構への登録状況

借受希望　　４８経営体

　　　 貸付希望　１９３経営体

　　・令和元年度マッチング　　　　　　件　１６．６ヘクタール

　　・機構集積協力金給付状況　H27年度　24名 7,538,000円

　　　　　　　　　　　　　　　H28年度　14名　3,268,000円

H29年度　10名　2,830,000円

H30年度　 8名　1,840,000円

R 1年度　 7名　1,228,500円

1. プランの見直しについて

【新たに登録される経営体】

・地域の中心となる経営体　　　　２経営体

３．農地中間管理事業のさらなる推進

【担い手農家への支援】

地域の中心となる経営体への政策支援として機構を活用した農地集積の実績が補助事業等の採択基準（ポイント加算）として考慮されます。

【基盤整備の推進】

　・農地中間管理事業を活用して機構へ農地が集積された地域では湿田の排水整備や圃場の大区画化等の基盤整備が可能となります。

☆農地中間管理機構関連農地整備事業（地元負担なし）

☆農地耕作条件改善事業　　　　　　 （定額助成）（定率助成）

事業の採択には、対象となる地域の面積要件のほかに地域内の農業者と農地所有者が話し合って、基盤整備による生産収益の向上、担い手の確保などを含めた将来の営農計画の策定が求められます。